1

毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報金

第4883号

ſ	目 次	
	告 示	
	○身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定	1
	○指定自立支援医療機関の指定の更新	2
	○指定自立支援医療機関の指定	3
	○指定介護予防サービス事業者の指定	4
	○指定居宅サービス事業者の指定	
	○道路の位置の指定	6
	○道路の区域変更	7
	○道路の供用開始	8
	公告	
	○開発行為の工事完了	9
	○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出	
	○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出	11

**VVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVVV** 

# 富山県告示第11号

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定について

身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283号)第15条第1項に規定する医師として 次のとおり指定したので、富山県身体障害者福祉法施行規則(昭和62年富山県規則 第34号)第6条の規定により告示する。

令和4年1月14日

氏夕	氏名 担当する医療 の種類	従事する医療機関		指定年月日
		名称	所在地	1日足十万日
西川 裕行	整形外科	かみいち総合病院	中新川郡上市町 法音寺51番地	令和4年1月1日

森山	亮仁	外科	かみいち総合病 院	中新川郡上市町 法音寺51番地	令和4年1月1日
石田	秀俊	眼科	真生会富山病院	射水市下若89番 地10	令和4年1月1日
太田	敬	整形外科	富山県厚生農業 協同組合連合会 高岡病院	高岡市永楽町 5 番10号	令和4年1月1日
濱田	知	整形外科	富山県厚生農業 協同組合連合会 高岡病院	高岡市永楽町 5 番10号	令和4年1月1日
杉本	寛之	循環器内科	富山県厚生農業 協同組合連合会 高岡病院	高岡市永楽町 5 番10号	令和4年1月1日
清水	義朗	整形外科	金沢医科大学氷 見市民病院	氷見市鞍川1130 番地	令和4年1月1日

#### 富山県告示第12号

指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和4年1月14日

指定自立支	援医療機関	担当すべき自立	病院又は診療所 において担当す	更新年月日
名称	所在地	支援医療の種類	べき医療の種類	文初十月 I
氷見市加納 484 番地 1	しみず薬局プラ ファ調剤	育成医療、 更生医療	調剤	令和4年1月1日
高岡市佐野1083 番 3	ハート薬局高岡 店	育成医療、 更生医療	調剤	令和4年1月1日

# 富山県告示第13号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号) 第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定 したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和4年1月14日

富山県知事新 八 田 朗

.,,, = , , ,	接医療機関	担当すべき自立 支援医療の種類	病院又は診療所 において担当す	指定年月日
<b>名称</b>	所在地	文版区原*/PE热	べき医療の種類	
ひかり薬局木津店	高岡市木津 622 番地 1	育成医療、 更生医療	調剤	令和4年1月1日
ひかり薬局問屋町店	高岡市下伏間江 20番地4	育成医療、 更生医療	調剤	令和4年1月1日
ひかり薬局大辻店	砺波市大辻 601 番地	育成医療、 更生医療	調剤	令和4年1月1日
スギ薬局高岡中央店	高岡市あわら町 7番55号	育成医療、 更生医療	調剤	令和4年1月1日
スギ薬局新湊店	高岡市姫野58番 地2	育成医療、 更生医療	調剤	令和4年1月1日
金屋アルプ薬局	高岡市金屋町13 番55号	育成医療、 更生医療	調剤	令和4年1月1日
V・drug 魚津 北鬼江薬局	魚津市北鬼江二 丁目21番5号	育成医療、 更生医療	調剤	令和4年1月1日
クスリのアオキ 金屋本町薬局	高岡市金屋本町 3番7号	育成医療、 更生医療	調剤	令和4年1月1日
チューリップ米 沢薬局	中新川郡立山町 米沢8番地10	育成医療、 更生医療	調剤	令和4年1月1日

#### 富山県告示第14号

指定介護予防サービス事業者の指定について

介護保険法(平成9年法律第 123号)第53条第1項の規定により、次のとおり指 定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115条の10の規定により公示す る。

令和4年1月14日

富山県知事新 田 八 朗

事業所番号	1670600509	
指定年月日 令和4年1月1日		1 日
申請者	名称	合同会社スマイル介護サービス
事業所	所在地	滑川市笠木 106番地
事 未 川	名称	合同会社スマイル介護サービス福祉事業所
サービスの種類	介護予防福祉原	用具貸与

事業所番号	1670600517	
指定年月日	令和4年1月1日	
申請者	名称	合同会社スマイル介護サービス
事業所	所在地	滑川市笠木 106番地
	名称	合同会社スマイル介護サービス福祉事業所
サービスの種類	特定介護予防神	<b>福祉用具販売</b>

#### 富山県告示第15号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法(平成9年法律第 123号)第41条第1項の規定により、次のとおり指 定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和4年1月14日

事業	美所番	号	1671100863	
指定	年月	日	令和4年1月1日	
申	請	者	名称	株式会社りらいあんす
事	業	所	所在地	射水市寺塚原 188
			名称	リハビリ特化型デイサービスセンター りらい あんす
サービ	ごスの	· 種類	通所介護	

事業所番号	1670202850	1670202850		
指定年月日	令和4年1月	1 日		
申請者	名称	有限会社 尚栄		
事業所	所在地	高岡市野村1029番地1		
	名称	デイサービス えにし		
サービスの種類	通所介護			

事業所番号	1670202843	
指定年月日	令和4年1月	1 日
申請者	名称	有限会社 尚栄
事業所	所在地	高岡市野村1029番地1
	名称	訪問介護 えにし
サービスの種類	訪問介護	

# 富山県告示第16号

指定居宅サービス事業者の指定について

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、次のとおり指 定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和4年1月14日

富山県知事新 八 田 朗

事業所番号	1670600509	
指定年月日	令和4年1月1日	
申請者	名称	合同会社スマイル介護サービス
事 業 所	所在地	滑川市笠木 106番地
	名称	合同会社スマイル介護サービス福祉事業所
サービスの種類 福祉用具貸与		

事業所番号	1670600517	
指定年月日 令和4年1月1日		1 日
申請者	名称	合同会社スマイル介護サービス
事業所	所在地	滑川市笠木 106番地
	名称	合同会社スマイル介護サービス福祉事業所
サービスの種類	特定福祉用具	販売

### 富山県告示第17号

道路の位置の指定について

建築基準法 (昭和25年法律第 201号) 第42条第1項第5号に規定する道路の位置 を次のように指定した。

令和4年1月14日

道路番号	幅 員 (メート <i>ル</i> )	延 長 (メートル)	道路0	指定年月日	
<sup>担鉛笛 ク</sup> (メートル) (メートル) 始点の地		始点の地名地番	終点の地名地番		
1	6. 00	45. 87	黒部市前沢字堂 田西2279番 1	黒部市前沢字堂 田西2279番1	令和3年 10月1日
2	6. 00	40.06	中新川郡立山町前沢新町321番	中新川郡立山町 前沢新町311番	令和3年 10月5日
3	6. 00	24. 83	中新川郡立山町前沢新町311番	中新川郡立山町 前沢新町311番	令和3年 10月5日

4	9. 00	189. 80	氷見市上田子字 東平72番地先	氷見市上田子字 東平19-2番地先	令和3年 10月6日
---	-------	---------	--------------------	----------------------	---------------

## 富山県告示第18号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法(昭和27年法律第 180号)第18条 第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において1月14日から 1箇月間一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

道路の種類 及び路線名	区間	変 更前後別	記号	敷地のメー	り幅員 ト <i>ル</i>	延 長メートル	縦覧場所
一般国道	富山市八尾町上高善寺字 氷見懸 986番2から	変更前		最大最小	14. 1 6. 7	37. 8	富山土木
472号	富山市八尾町上高善寺字 氷見懸 982番2まで	変更後		最大最小	26. 6 6. 7	37. 8	センター
	富山市八尾町井田字大豆 蔵 422番5から 富山市八尾町上高善寺字 石橋 970番3まで	変更前	A	最大最小	11. 1 6. 1	603. 4	
県道 立山山田線	富山市八尾町井田字大豆 蔵 422番5から 富山市八尾町上高善寺字 石橋 970番3まで	-変更後	A	最大最小	11. 1 6. 1	603. 4	富山土木センター
	富山市八尾町黒田65番2 から 富山市八尾町上高善寺字 石橋 970番3まで	及义仅	В	最大最小	32. 5 12. 0	601. 5	

県道	富山市婦中町西本郷1719 番2から	変更前	最大 最小	26. 1 20. 1	136. 6	富山土木
富山小杉線	富山市婦中町西本郷1714 番2まで	変更後	最大 最小	33. 3 23. 9	136. 6	センター
県道	富山市八尾町村杉字早稲 田 125番地先から	変更前	最大最小	11. 5 6. 0	215. 2	富山土木
掛畑井田新線	富山市八尾町小長谷字島 3813番2まで	変更後	最大 最小	14. 6 11. 5	215. 2	センター
県道	中新川郡舟橋村竹内54番 3から	変更前	最大最小	11. 2 8. 1	244. 3	富山土木 センター
富山上市線	中新川郡舟橋村竹内 305 番2まで	変更後	最大 最小	11.8 11.2	244. 3	立山土木 事務所

## 富山県告示第19号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第 180号)第18条 第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において1月14日から 1箇月間一般の縦覧に供する。

令和4年1月14日

道路の種類 及び路線名	区間	供用開始の期日	縦覧場所
----------------	----	---------	------

県道 富山小杉線	富山市婦中町西本郷1719番2から 富山市婦中町西本郷1714番2まで	令和4年1月14日	富山土木センター
県道 富山上市線	中新川郡舟橋村竹内54番3から 中新川郡舟橋村竹内305番2まで	令和4年1月14日	富山土木 センター 立山土木 事務所
県道 高岡環状線	高岡市二塚 479番2から 高岡市二塚 741番3まで	令和4年1月14日	高岡土木センター

# **公** 告

#### 開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和4年1月14日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に	公 共	施設	開発言	许可を 受	受けた	者
含まれる地域の名称	位置·区域	種 類	住	所	氏	名
射水市橋下条 996番 1			射水市橋下 地	条1077番	片口 第	宗久

# 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和4年1月14日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

ウエルシア高岡四屋店 高岡市上四屋 666番 外51筆

- 2 店舗を設置する者 株式会社マルワフード
- 3 店舗において小売業を行う者 ウエルシア薬局株式会社
- 4 新設の日 令和4年8月1日
- 5 店舗面積の合計 1,163m<sup>2</sup>
- 6 店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数 建物南側/38台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物南側/18台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南西側/33㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物西側/9㎡
- 7 店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻24時間
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 4箇所/東側2箇所、南側2箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間
- 8 届出の日 令和3年12月24日
- 9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課
- 10 縦覧期間 令和4年1月14日から令和4年5月16日まで
- 11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、 縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所(法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)
- (2) (1)の事項の公表の可否

- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

#### 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和4年1月14日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地 テックランドNew富山婦中店 富山市婦中町速星33番2 外19筆
- 2 店舗を設置する者 株式会社ヤマダホールディングス
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) ヤマダ雷機テックランド富山婦中店

(変更後) テックランドNew富山婦中店

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の名称及び住所
  - (変更前) 株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11
  - (変更後) 株式会社ヤマダホールディングス 群馬県高崎市栄町1番1号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 (変更前) 株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目40番地の11 代表 取締役 山田 昇
  - (変更後) 株式会社ヤマダデンキ 群馬県高崎市栄町1番1号 代表取締役 小 林 辰夫
- (4) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 建物敷地/320台

(変更後) 建物敷地/61台

- 4 変更の日 (1)、(2)、(3)令和2年10月1日 (4)令和4年8月1日
- 5 変更の理由 (1)大規模小売店舗の名称 店舗名称が変更になったため
  - (2)建物設置者の名称 商号を変更したため
  - (3)建物設置者及び小売業者の住所 本社移転のため
  - (4)小売業者の名称及び代表者の氏名 新たに店舗運営会社を設立したため
  - (5)駐車場の位置及び収容台数 駐車場に余剰があり、今後、売場の増床を計画しているため
- 6 届出の日 令和3年12月24日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課
- 8 縦覧期間 令和4年1月14日から令和4年5月16日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を 有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、 縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができ る。

- (1) 氏名及び住所(法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

#### 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和4年1月14日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 店舗の名称及び所在地文苑堂書店 富山豊田店 富山市豊田町二丁目字前田割93-4 外7筆
- 2 店舗を設置する者 株式会社文苑堂書店
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 文苑堂TSUTAYA豊田店

(変更後) 文苑堂書店 富山豊田店

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所 (変更前)代表取締役 吉岡 隆一郎 高岡市末広町40番地 (変更後)代表取締役 吉岡 幸治 高岡市駅南5丁目2番20号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名及び住所 (変更前) 代表取締役 吉岡 隆一郎 高岡市末広町40番地 (変更後) 代表取締役 吉岡 幸治 高岡市駅南5丁目2番20号
- (4) 駐車場の位置

(変更前) 駐車場② 隔地駐車場/135台

駐車場③ 隔地駐車場/23台

駐車場④ 隔地駐車場/8台

駐車場⑤ 隔地駐車場/34台

(変更後) 駐車場② 隔地駐車場/133台

駐車場③ 隔地駐車場/16台

駐車場④ 隔地駐車場/8台

駐車場⑥ 隔地駐車場/43台

(5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場⑤ 午前6時30分~午後10時

(変更後) 駐車場⑥ 午前6時30分~翌午前2時30分

(6) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 駐車場③ 1 箇所/西側1 箇所

駐車場⑤ 1箇所/南側1箇所

(変更後) 駐車場③ 3箇所/西側3箇所 駐車場⑥ 1箇所/南側1箇所

- 変更の日 (1)令和3年12月1日 4
  - (2)、(3)住所の変更 平成30年12月4日

代表者の変更 令和3年10月1日

- (4)、(5)、(6)令和4年1月24日
- 変更の理由 (1)店舗の正式名称が決定したため 5
  - (2)建物設置者の住所及び代表者が変更になったため
  - (3)小売業者の住所及び代表者が変更になったため
  - (4)、(5)、(6)国道8号線高架化工事により、駐車場③の敷地北側部 分が縮小し、新たに東側に敷地を拡張するため また、駐車場⑤の契約終了に伴い、新たに駐車場⑥を設置する ため
- 届出の日 令和3年12月24日 6
- 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課 7
- 縦覧期間 令和4年1月14日から令和4年5月16日まで 8
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を 有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、 縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができ る。

- (1) 氏名及び住所(法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

令和4年1月14日印刷発行

発 行 富